

令和4年度

# 浜松市立相生小学校

## 第1回 学校運営協議会

令和4年5月13日（金）

協議会① 13:25～14:35

授業参観 14:35～15:05

協議会② 15:10～15:20

場 所：多目的室、4～6年各教室

### 次 第

※開催要件確認（委員の過半数の出席が必要です）

- 1 校長あいさつ
- 2 委員任命書、学校支援コーディネーター委嘱書 交付
- 3 浜松市教育委員会から
  - ・コミュニティ・スクールの説明
  - ・第1回の協議の仕方について
- 4 自己紹介
  - ・委員、学校職員、校務アシスタント（CSディレクター）
- 5 会長の選出、副会長の指名
- 6 議長（進行役）の選出
- 7 熟議
  - （1）学校運営の基本方針について（承認）
  - （2）夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 8 その他
  - ・情報交換など
- 9 連絡
  - 今後の運営協議会の予定について
    - ・第2回 6月13日（月）→15日（水）
    - ・第3回 10月18日（火）
    - ・第4回 2月27日（月）

令和4年度 浜松市立相生小学校 学校運営協議会 委員

氏名	ふりがな	氏名	ふりがな
廣野 篤男	ひろの あつお	原 隆之	はら たかゆき
小杉 思主世	こすぎ しずよ	長澤 秀幸	ながさわ ひでゆき
大谷 一雄	おおたに かずお	森田 賢児	もりた けんじ
水谷 加寿代	みずたに かずよ	鈴木 麻衣子 <small>(学校支援コーディネーター)</small>	すずき まいこ

CSディレクター 伊藤 龍彦 (いとう たつひこ)

学校関係職員

校長 鈴木 晶子 (すずき あきこ)

教頭 鈴木 滋雄 (すずき しげお)

主幹教諭 横山 勝之 (よこやま かつゆき) ※CS担当職員

教諭 増井 利枝 (ますい りえ) ※CS担当職員

# I 学校経営

## 1 学校教育に関する国や市の動向から相生小教育を捉える

### (1) これからの時代に求められる教育 令和の日本型教育の構築

社会の在り方が劇的に変化する「Society5.0 時代」と新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の到来に向けて、令和3年1月に中央審議会答申「令和の日本型教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」が出されました。



一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在とし尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが学校教育に求められています。

『個別最適な学び』（『個に応じた指導』（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

指導の個別化・・基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、支援が必要な子供により重点的な指導を行うなど効果的な指導を実現することや特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う。

学習の個性化・・基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適になるよう調整する。ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康新案情報等を利活用することで教師の負担軽減につなげる。

『協働的な学び』

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探求的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重していく「協働的な学び」を充実する。
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことがないように、一人一人の良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出すようにする。
- ◆ 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行動を通して理解する実習や実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代だからこそ一層高まる。
- ◆ 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICT活用による空間的・時間的制約を超えた他学校の子供等との学び合いも大切にしていく。

## (2) 新学習指導要領の着実な実施と充実

### ① 「生きる力」を育む

本年度は学習指導要領実施3年目。「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことを目指します。各教科の目標や内容も三つの柱に基づいて以下のように再整理されました。

- 実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」の習得
- 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成
- 学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

新たな学びへの進化が実施されているか振り返り、改善したり、学校としての方向性を共有したりする年にしたいと考えます。特に、主体的・対話的で深い学びの視点から、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」を重視した授業改善に努める必要があります。

本年度は主体的・対話的で深い学びの実現を図るための学びのサイクルを回す「相生スタンダード」を構築します。研究教科である「体育科」での学び方が全教科に広がるようにしていきたいと考えます。

#### <相生小の授業改善の視点>

- 一つ一つの知識がつながり、「分かった!」「おもしろい!」と思える授業に。
- 見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業に。
- 周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業に。
- 自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に。
- 教科の見方・考え方を働かせる授業に。

本校の長年継続している特色ある教育活動である体育科研究においては、キャリア教育の視点を取り入れ、パワーアップを図ります。

また、体育科で培った資質・能力が他教科や生活に波及するよう校内研修を充実させ、教職員の意識を高めます。

### ② 「社会に開かれた教育課程」の実現 【新学習指導要領前文より】

教育課程を通してこれからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

令和4年度から相生小コミュニティ・スクールを導入し、教育目標や育成

を目指す資質・能力を児童・教職員・保護者・地域と共有していきます。

キャリア教育を推進にあたっては、総合的な学習の時間や学級活動、道徳の学習を教科等横断的にとらえ、地域の豊富な物的・人的リソースの積極的活用と保護者・地域住民の参画意識の向上に努め、質の高い教育を実現していきたいと思います。

### (3) ICT の活用

令和の時代のスタンダードな学校像として、「GIGAスクール構想」が国から示されました。ICTを活用し学習方法の幅を広げることで、子供たちの興味・関心を高め、学習内容への理解を深めるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指します。また、災害時や新型コロナウイルス感染症時に



においても、すべての子供たちの学びを保障できる環境を整えていくという点からも重要視していきます。一人一台タブレットの導入に伴うICTを活用した授業改善の模索、プログラミング教育、情報モラル指導に力を注ぐことが求められます。校務の情報化を進め、教職員の分掌等を効率的に進めるための体制を作ります。令和4年度は浜松市タブレット活用協力校に指定されています。

- (4) 第3次浜松市教育総合計画（後期計画）はままつ人づくり未来プランの理念の具現化 はままつ人づくり未来プラン（令和2年度～令和6年度）

「浜松の未来は、子供たちが創っていく」

◎「未来創造への人づくり」

◎「市民協働よる人づくり」

＜目指す子供の姿＞

- 自分らしさを大切にする子供
- 夢と希望を持ち続ける子供
- これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供



キャリア教育を核とした人づくり

学ぶことの意義・今学んでいることと自分の将来や社会とのつながりを実感したとき、主体的に学びに向かうようになり、社会で活躍する大人の姿を将来の自分と重ね合わせることで、夢と希望をもつようになる。

キャリア教育を軸とした学校づくりを進めていきます。

(5) 東部中校区で育てたい子供像

「自分の夢や目標に挑戦し続ける子供」

(6) 働き方改革の推進

喫緊の課題として働き方改革に取り組んでいきます。働き方改革の真の目的は「教員の子供と向き合う時間の確保」にあります。教員とは何を行う職業なのかという本質を見失わず、授業力向上を目指します。体育科研究発表会の在り方（令和5年度実施予定）、学校行事の精選、会議の短縮、教員と事務職員等との業務の分担、部活動の削減、さくら連絡網等ICTの積極的活用等、知恵を出し合い教職員の多忙化解消に向けた取組を慎重に進めます。

## 2 相生小教育の基本的な考え方

### (1) キャリア教育を軸とした学校づくり

キャリア教育とは、子供一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な力を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくための教育です。知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことに通じていくよう教育活動を展開していきます。相生小の子供たちが、夢や希望をもって自分らしい人生を歩んでいくためには、「キャリア教育」の視点は欠かせません。キャリア教育で育む4つの基礎的・汎用的能力である「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」のフィルターを通して、子供の実態や教育活動を見直し、学校教育全体で4つの力を育てていきます。4つの基礎的・汎用的能力を子供にも保護者にも、地域にも共有できるよう分かりやすい言葉にまとめ、イラストを考えました。

★相生小の子供たちにキャリア教育で育てたい力

#### 1 温かくかかわる力【人間関係形成・社会形成能力】

- ・相手の話をよく聴くことができる。
- ・友達と協力したり、みんなのために働いたりすることができる。
- ・相手の気持ちを考えて行動することができる。

#### 2 自分を高める力【自己理解・自己管理能力】

- ・みんなのきまりを守り、自分がしなくてはならないことができる。
- ・自分のよさに気付き、自信をもつことができる。

#### 3 あきらめずに挑戦する力【課題対応能力】

- ・なぜ？不思議！やってみよう！という知的好奇心をもつことができる。
- ・課題解決のための方法をより多くもつことができる。
- ・失敗を恐れず、自分の考えた方法で粘り強く取り組むことができる。

#### 4 夢をもちつなげる力【キャリアプランニング能力】

- ・今の学びを将来や社会に結び付けることができる。
- ・夢や目標に向かって努力することができる。



## (2) 相生小の使命を果たす

「子供は風の子、太陽の子」の精神を受け継ぎ、本校ならではの「生涯にわたって心身の健康と豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育むカリキュラム・マネジメント」を進めていきます。運動することの楽しさや喜びを感じ、生涯に渡ってスポーツを愛する子供を育てたり、健康で安全な生活を営む実践力を育てたりする教育活動を推進します。これは、「生きる力」に通じます。



## (3) 命を大切にする教育・・・「命をかえす」

かけがえのない命をもって生まれてきた人同士が関わって生きていく場が学校です。命は、自分一人のものではなく、その人を取り巻く全ての人のものでもあります。相生小児童や教職員等、学校にかかわる全ての人の命を大切にしたい教育を進めます。毎日子供たちが元気に「いってきます」と家を出て、明るく「ただいま」と帰るそんな学校でありたいと願います。

## (4) 発達支援教育の理念を根幹に据える

子供たちは、それぞれ豊かな個性を持っています。この個性の違いを価値あるものとし、子供を丸ごと受けとめていきます。勉強が得意な子も不得意な子も、運動が得意な子も不得意な子も、人付き合いが上手な子も不得手な子も、全ての子供を認め励まし、安心して自己実現を図ることができるよう一人一人を大きく包み込む教育を目指します。

そして、発達支援教育の理念である、子供や保護者の思い、願いに共感するとともに、子供の行動の背景にあるものに思いを寄せ、一人一人の教育的ニーズを探り、適切な指導、支援を考え実践していきます。

## (5) ONE-TEAM 相生小

教員一人一人が多様性を発揮し、やりがいをもって教育にあたることができるよう、得意を生かした組織を作ります。日々起きる様々な問題には組織で対応することを心掛けます。全職員で共有し、解決策を皆で考え、一致団結して課題解決を図っていきます。また、地域の様々な人的・物的資源を効果的に活用しながら教育活動を進めます。

### 3 学校経営構想

相生小学校は、明治23年に設立し、本年度は創立132年目を迎える。浜松駅より約1.5km南東に位置し、西は馬込川、東は芳川に挟まれた平地で、駅南地区である利点から近年はほとんどが住宅地となっています。

地域は昔ながらの下町的雰囲気の中に新興住宅が溶け込んでおり、浜松まつりではひととき大きな盛り上がりを見せ、人情味あふれる温かな人間関係が形成されています。多くの保護者は、学校に期待と願いを寄せているものの、困難な問題や複雑な事情を抱えている保護者も多数います。子供たちの中には、発達支援を要する子や外国籍の子も増加を続けています。

そんな現状であることから、学校は一人一人の子供に居場所があり、安全、安心で、学ぶ楽しさと厳しさを実感できることなくはないと思います。そのためには、学校教育の基盤となる学級、学年、学校全体に受容的・共感的で寛容の精神があふれていることが大切です。子供たちは、自他の考え方や感じ方の違いが価値あるものとして受け入れられ認められることで、自分の存在や他者の存在がかけがえのないものであることを実感していきます。また、それぞれの違いを生かし合う場が学校でなければ、社会に出たときに様々な価値観の他者を理解し、よりよい人生を送っていきけるはずがありません。多くの他者との出会いとそれぞれの良さを生かし合い、それぞれの安心できる居場所をつくることで、笑顔あふれる相生小学校を創っていきたいと考えます。こうしたことから、目指す学校像を「多様性を生かし合い、笑顔あふれる相生小」とします。



#### 目指す学校像：多様性を生かし合い、笑顔あふれる相生小

相生は愛いっぱい・・・学び合い（愛）・認め合い（愛）  
鍛え合い（愛）・支え合い（愛）

子供、職員が多様性を認め合い、自分の良さを発揮し、集団や組織の中でその良さを生かし合うことができれば、おのずと笑顔あふれる学校を創造していくことができると考えます。そして、そのために、以下の4点を学校経営の柱に位置づけます。



(1) 命を大切にし、多様性を認め合える安心感のある学級・学年・学校

命を大切にし、安全で、安心感のある学級・学年・学校であることは学校経営の第一に掲げる点です。いじめや不登校の問題には全校体制で取り組み、いじめ0、新規不登校0を目指し、子供一人一人のよさや可能性が最大限に発揮でき自己の居場所や存在感を感じることができる学校をつくります。



(2) 夢と勇気を持ち、主体的な学びができる学校

素直で明るい相生小の子供たちには、力強く、幸せな人生を送ってほしい、未来の相生を、浜松を、日本を盛り立てて行ってほしいと願っています。2030年には今ある職業の50%以上はなくなり、より一層知的な職業が残ると言われています。そのための資質・能力を育むためには、一番大切にしなければならないのは授業です。「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を行い、子供たちに力がつく授業を展開していきます。校内研修では、「どの子も学びの実感を得る授業づくり」を目指します。カリキュラム・マネジメントを行うことで、教科等横断的な学習も意図的に取り入れ、主体性を伸ばすとともに、その教科を学ぶ意義は何かを感じる深い学びに落とし込むよう研修します。

(3) 心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力ある学校

活力ある学校を創造していくためには、日々子供と関わる教職員が元気で明るくはつらつとしていなくてはなりません。学校経営上、最も重要なことは教職員の心身の健康です。いつも笑顔で、子供の人権を尊重し、子供の心の痛みが分かる人間味あふれる教職員を目指します。さらに、学習指導や生徒指導の力量を高める努力を続け、はつらつと真摯に子供に向き合う姿勢が、保護者や地域の信頼を厚くすると考えます。



具体的には、目指す教職員の姿を次のように押さえます。

- ① 心身ともに健康で明るく、子供と真剣に向き合う教職員
- ② 絶えず研修に励み、「分かる」「楽しい」授業を積み重ねようと努力する教職員

③ 子供や保護者の気持ちや訴えに共感し、寄り添う教職員

④ 互いに尊重し、和と協調で課題解決を図る教職員

(4) 家庭、地域と連携・協働し、ともに歩む学校

子供の成長には、学校と家庭との連携は欠かせません。子供が意欲をもって登校する原点は、安定した家庭生活にあります。安定した生活リズムは、学力向上や心身の健やかな成長につながります。また、地域の教育力を積極的に学校教育に生かし、連携・協働する諸活動を展開していくことは、子供たちの豊かな人間性を育むためにきわめて有効です。

令和4年度はCSを導入し、学校運営に保護者・地域住民の声を積極的に生かし、地域と一体となって、学校運営の改善や児童の教育活動の充実を図っていきます。

具体的には、次のような点に力を入れていけるとよいと考えています。

① 地域ボランティア・保護者ボランティアの積極的活用

(読み聞かせ 学習支援 環境学習 地域探検 クラブ活動等)

② 地域の教育機関等との連携・協力

(中学校 幼稚園 協働センター 商店 福祉施設 自治会・老人会等)

③ 保護者、PTA活動との連携

(登下校の見守り 生活習慣 挨拶指導 家庭学習等)

④ 行政、SC、SSW、ICT支援員等との連携



一人一人にいい声掛けデー



3年生 相生学区探検



読書ボランティアによる読み聞かせ



6年生 卒業記念風の糸目付

## 教育目標

### (1) 児童の実態

本校の子供には、以下のような傾向が見られます。(SWOT分析・全国学力調査結果・計算力調査結果から)

#### 【R3年度. 全国学調結果 (正答率)】

	国語	算数
全国	64.7	70.2
静岡県	65	70
本校		



#### 【R3年度. 計算力調査結果 (正答率)】

学年	2年	3年	4年	5年	6年
浜松市	92	90	82	75	77
本校					

#### 本校 (R4)

#### 【令和3年度 新体力テスト結果 6年生】

		握力 (kg)	上 体 (回)	長座 (cm)	反 復 (回)	シャト ル (回)	50m 走 (秒)	立ち幅 (cm)	ソフト (m)
男子	浜松	19.89	21.18	36.67	45.51	56.32	8.88	165.35	24.01
	全国	20.42	21.38	36.02	45.87	56.54	8.91	166.85	26.61
	本校								
女子	浜松	19.50	19.36	41.67	42.87	44.34	9.24	153.80	15.91
	全国	19.86	19.67	40.55	44.05	46.49	9.17	158.10	16.55
	本校								

### (2) アンケート調査から分かること

- ①全国学力調査より 平均から大幅に高い水準のものと低いもの
- 将来の夢や目標をもっている子が多い。(85.6%--80.3%)
  - 難しいことでも、失敗を恐れず挑戦している。(76.3%--70.9%)
  - 人が困っているときは、進んで助ける。(88.6%--79.7%)
  - 友達と協力することは楽しいと思う。(98.0%--93.9%)
  - 家で自分で計画を立てて勉強をしている。(80.4%--74.0%)
  - 今住んでいる学校の行事に参加している(68.1%--58.1%)
  - 総合的な学習の時間では、課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる。(83.6%--72.0%)

- あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている。(81.5%--73.4%)
- 学校の授業以外に普段1日当たり30分以上読書をする(68.1%--37.4%)
- △算数で学習したことを普段の生活で活用できないか考えますか。(68.1%--73.9%)
- △算数の授業で公式やきまりを習うとき、そのわけを考えるようにしていますか。(82.4%--89.0%)

### ②アンケート調査と教員のSWOT分析より

- (知) ○やや受動的であるが、学びに向かう姿勢はある。
- めあてを共有し、授業は分かる、楽しいと答えている児童が多い。
  - 学習についていけない子供や集団生活になじめない子供が増え、学力の二極化が起きている。
  - 発達支援を必要とする児童への個別の支援を要する。
- (徳) ○明るく、人懐っこい子が多く、男女の仲が良い。
- かかわりのある人には挨拶ができるが、誰に対しても気持ちの良い挨拶ができる子は多くはない。
  - 学校は楽しいという子がとても多い(98%)
  - 互いのよさを認め合えることができる子も多い(90%)
  - 自己中心的な子供もいるが、自ら振り返ることができる子も多い。
- (体) ○体育、運動の好きな子が多い(94.5%)
- 自らの目標をもって運動に親しむ子が非常に多い。
  - 安全に配慮して運動したり、生活したりすることは今一步である。
  - 早寝、早起き、朝ご飯の習慣ができていない子がいる。
  - 8時に登校できず、遅刻してくる子供が多い。(1日10人くらい)

### ③キャリア教育に関する実態

自分の夢や目標をもち、夢や目標の実現に向けて努力することができる。

- 1 「温かくかかわる力」
- 2 「自分を高めようとする力」
- 3 「あきらめずに挑戦する力」
- 4 「夢をもちつなげる力」

1	児童 96%	保護者 92.6%	教職員 81.5%
2	児童 84.1%	保護者 82.4%	教職員 88.9%
3	児童 85.8%	保護者 70.1%	教職員 88.9%
4	児童 95.7%	保護者 79%	教職員 88.9%

研修を通してキャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を意識した指導がなされるようになってきている。さらに年間計画を見直していき、全教育活動においてキャリア教育の充実が図られるようにしていきたい。

挑戦する力が弱いと感じている保護者が多い。粘り強く取り組むことができる活動を児童に実践できるようにしていきたい。

## (2) 学校教育目標

### 学校教育目標：風の子 太陽の子

#### ～ともに未来を創る～

風の子 …… 未来に向かって夢をもち、自ら立てた目標を達成しようと、苦しさにくじけることなく粘り強く挑戦する心身両面にわたるたくましさをもった子

太陽の子 …… みんなのルールを守り、相手の気持ちや立場を考えて誰に対しても思いやりをもって接し、学び合い、共に成長しようとする温かい心をもった子

「ともに」とは、人間関係形成、社会参画意識の形成であり、対話的な学びの中で重要視していきたい点です。子供一人一人の良さを生かす場、良さが生かされる場を意図的に設定するとともに、力を合わせる喜びを味わわせることを日々積み上げていくことを大切にしたいと思います。他者との関わりを大切にし、目標に向かって協力したり、切磋琢磨したりしながら、自己実現を図ってほしいと願っています。

「未来を創る」には、今の学びが、社会へ、世界へ、将来へとつながっていることを自覚させることが重要です。「創る」ためには、どうやって、どんなものを創るのかという考えが存在し、計画、実行が伴います。自ら課題を見つけ、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしいという願いを込めました。

## 5 重点目標及び目指す子供の姿、具体的な手立て

学校教育目標の具現を目指し、生きる力「学び合い部【知】」「認め合い部【徳】」「鍛え合い部【体】」の3部とキャリア教育の4つの視点を重ね合わせた、本校の児童に必要な重点目標と具体的な手立てを以下のように整理し、意識して取り組みます。カリキュラム・マネジメントの視点でPlan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）サイクルを機能させ、保護者、地域からの学校評価を活用し、改善を図っていく体制を構築します。

「支え合い部【共】」は学校のベースであり、詳細は次ページの表に掲載します。

# 教育目標：風の子 太陽の子 ～ともに未来を創る～

## 学び合い部

未来に向かって粘り強く学び合い、ともに成長する子

## 認め合い部

自他のよさを知り、認め合い高め合う子

## 鍛え合い部

心身ともに健康で、体力の向上を目指して鍛え合いあきらめずに挑戦し続ける子

目指す子供の姿

重点目標

- 確かな学力を身に付ける。(読み・書き・計算・運動)
- 友達と伝え合い、自分の考えを深めることができる。
- 学ぶ意義を知る。

- 自分のよさ・友達のよさがわかる。
- 善悪の判断をし、行動できる。
- いつでも誰に対してもあいさつができる。
- よりよい学級・学年・学校にするために働くことができる。

- 体を動かす楽しさを味わい、進んで運動をする。
- 命を大切に、自己管理ができる。
- 互いに周りの状況を見て安全に生活する。

具体的な手立て

- ・体育科を窓口として全教科に広がる資質・能力を育むための授業改善をする。
- ・学びのサイクルを回す「相生スタンダード」を構築する。
- ・話し合いや振り返りを行う際には、視点や場を充実させる。
- ・ICTの活用を通して個に応じた指導をしたり学び合いの場を設定したりする。
- ・「風の子・太陽の子のきまり」と「学習用具のきまり」を徹底する。
- ・朝読書・朝学習の充実を図る。

- ・学級・学年内での子供同士の称揚の場を設ける。
- ・学活、生活科、総合的な学習の時間において、自己のよさを振り返る時間を設ける。
- ・あいおい12か条の周知と徹底をする。
- ・生活の月めあての手立ての共通理解と徹底をする。
- ・教師が挨拶の見本を示す。
- ・学活や道徳科の授業等において挨拶の意義を学ぶ場を設ける。
- ・代表委員会・委員会活動・係活動を通して、働くことのよさを味わわせ、自主性を育てる。
- ・キャリアパスポートを活用し、自分を見つめる場を設ける。

- ・体育的行事(リレー大会、新体力テスト、運動会、持久走大会)の充実を図る。
- ・生き生きタイムを使ったスポーツ王や持久走練習、縄跳び検定を奨励する。
- ・友達と仲良く外へ遊びに行くことや学級遊びをみんなで行うことを呼び掛ける。
- ・清潔検査を実施し、生活習慣の徹底を図る。
- ・保健週間をとおして、児童自身と家庭への啓発を行い、健康への関心を高める。
- ・給食週間を通して、感謝する気持ちを高める。
- ・心の日を設け、自己肯定感を高める取り組みを行う。
- ・年4回の避難訓練を実施する。
- ・交通安全を意識させる行事や委員会活動を設定する。
- ・正しい廊下歩行を徹底する。

コミュニティ・スクール

キャリア教育の推進

教育の情報化(GIGAスクール構想)

## 支え合い部

- 家庭・地域と連携・協働し、ともに歩む学校
- 心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力ある学校

家庭教育へのサポート

働き方改革の推進

学習指導要領の着実な実施と充実  
生きる力（知・徳・体）の育成

society5.0 令和の日本型教育  
個別最適な学び 協働的な学び

育成を目指す資質・能力の明確化

主体的・対話的で深い学びの実現

GIGAスクール構想 ICTの活用

社会に開かれた教育課程の実現

学校教育目標

風の子 太陽の子  
～ともに未来を創る～

はままつづくり未来プラン

未来創造への人づくり

市民協働による人づくり

- ・自分らしさを大切にする子供
- ・夢と希望を持ち続ける子供
- ・これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子供

東部中校区の目指す子供像

自分の夢や目標に

挑戦し続ける子供

キャリア教育の推進

知 学び合い

未来に向かって粘り強く学び合い、ともに成長する子

- 確かな学力を身に付ける（読み・書き・計算・運動）
- 友達と伝え合い、自分の考えを深めることができる
- 学ぶ意義を知る

- ・学びのサイクル相生スタンダード
- ・学び合う場の設定 ・効果的なICT活用
- ・視点を明確にした振り返り
- ・朝学習、朝読書に充実

徳 認め合い

自他のよさを知り、認め合い高め合う子

- 自分のよさ・友達のよさがわかる
- 善悪の判断をし、行動できる
- いつでも誰に対しても挨拶ができる
- よりよい学級・学年・学校にするために働くことができる

- ・子供同士の称揚の場の設定
- ・「あいおい11か条」の周知・徹底
- ・挨拶の励行 指導の強化
- ・代表員会、委員会、係活動の重視
- ・キャリア・パスポートの活用

体 鍛え合い

心身ともに健康で、体力の向上を目指して鍛え合い、あきらめずに挑戦し続ける子

- 体を動かす楽しさを味わい、進んで運動する
- 命を大切にし、自己管理できる
- 互いに周りの状況を見て安全に生活する

- ・生き生きタイムを活用した外遊び、スポーツ王、持久走、縄跳びの奨励 ・体育的行事の充実
- ・清潔検査、生活習慣の徹底 ・自己肯定感を高める心の日
- ・交通安全、正しい廊下歩行の呼び掛け
- ・計画的な防災訓練、防犯訓練

心身の健康と豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメント

主体的・対話的で深い学びの実現

キャリア教育で育成を目指す基礎的・汎用的能力

温かくかかわる力  
【人間関係形成・社会形成能力】

自分を高める力  
【自己理解・自己管理能力】

あきらめずに挑戦する力  
【課題対応能力】

夢をもちつなげる力  
【キャリアプランニング能力】

経営目標

多様性を生かし合い 笑顔あふれる相生小

☆4つの柱

☆命を大切にし、多様性を認め合える安心感のある学級・学年・学校

☆夢と勇気を持ち、主体的な学びができる学校

発達支援教育の理念を根幹に

共

支え合い ☆心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力ある学校

【 家庭 】

- ・生活習慣の定着
- ・早寝・早起き・朝ご飯
- ・家庭学習の奨励

【 地域 】

- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・安心安全な町づくりの推進
- ・サポーターとしての学習協力支援 読書

【 中学校区 】

- ・挨拶運動 ・保健会議
- ・家庭の教育力啓発
- ・ペア・トレーニング

いじめ3ないプロジェクト

親子防災宿泊体験

卒業記念風揚げ

地域防災訓練

健全育成会活動の推進

☆家庭、地域と連携・協働し共に歩む学校（コミュニティ・スクール）

## 逐条解説

### 浜松市学校運営協議会規則

学校教育部教育総務課



(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

【解説】

本規則の施行日（令和2年4月1日）に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第47条の3の削除が施行されるため、平成29年に法改正された「第47条の6」は「第47条の5」となる。

教育委員会規則で定める必要な事項とは、地教行法第47条の5が示す次の事項である。

- ① 協議会で承認を受けるべき事項
- ② 協議会が意見申出する教員の採用その他の任用に関わる事項
- ③ 協議会の委員の任免の手續及び任期
- ④ 協議会の議事の手續その他協議会の運営に関し必要な事項

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

【解説】

(5) の地域は、通学区域のことである。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、未来創造への人づくり及び市民協働による人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする

【解説】

子供及び地域の現状と学校の課題を学校と地域が共有し、学校ごとに異なる必要な支援について、計画段階から保護者や地域住民等が参画することにより、保護者や地域住民等も教育の当事者として特色ある学校づくりを進めることを示している。

また、本市の掲げる教育理念である「未来創造への人づくり」と「市民協働による人づくり」につながるよう、目的の中に理念についても明記した。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

【解説】

第1項の2以上の学校について一の協議会を置くことができる場合は、地教行法第47条の5第1項のただし書で、次の三つが規定されている。

- ① 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定による小中一貫校
- ② 学校教育法施行規則第71条の規定による中高一貫校
- ③ 当該小学校に在籍する児童の多数が進学する中学校において、相互に密接に連携し、地域の特色を生かした教育活動を行う場合及び相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合

年間数回の協議会で複数校の学校運営の基本方針の承認や必要な支援策を熟議していくことは容易なことではなく、各学校に協議会を設置することが原則である。上記の③は、1小1中の中学校区で、小中一貫教育を推進する場合が考えられる。

協議会の呼称は、正式には「浜松市立●●学校運営協議会」であるが、地域への周知や各学校の特色を表現することを目的に、「◆◆コミスク」「▼▼応援団」など、協議会での協議により呼称を決定することができる。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

【解説】

第1項の「(3) 児童生徒の健全育成に資する事項に関すること」は、校長が認める学校教育外における事項であり、例えば、登下校の防犯や交通安全を目的とした見守りなどが考えられる。

第2項の「情報提供」の方法は、「ホームページやブログなど」「学校だよりやコミスクだよりなどの広報紙」の活用が考えられる。協議会の結果の情報発信はCSディレクターの業務となるため、教職員の負担軽減の観点から、積極的にCSディレクターを配置することが望ましい。

また、PTA役員や自治会役員など協議会委員は、所属団体へ協議結果に関する情報を提供する。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

【解説】

教育課程の編成についての基本的な方針の承認は、地教行法47条の5第4項に定められている。

教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想の基本的な方針は、各学校のグランドデザイン等に表示されているが、以下の事項について最低限承認を得るべきである。

- ① 学校の目指す子供の姿
- ② 学校教育目標
- ③ 経営の重点及び具体的な取組

文部科学省が行った承認についての実態調査では、「承認」「意見付き承認」「修正意見付き承認」の三つのケースがあり、「最後まで承認されなかった」ケースはない。「意見付き承認」「修正意見付き承認」の場合、議論を尽くして成案を得るように努めなければならない。

協議会や特定の委員が著しく適正を欠き、承認が得られない場合は、教育委員会が必要な措置を講じることになる。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

【解説】

意見の申出は、以下の三つの条件を満たす内容でなければならない。

- ① 学校の運営に関する基本的な方針の実現に向けた内容であり、協議会として意思決定されていること
- ② 特定の職員に関する意見でないこと
- ③ 校長の意見を聴取していること

採用その他任用に関わる職員の範囲は、地教行法第31条の規定による。

※ 学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員、その他所要の職員（支援員、給食員など）

意見申出の方法は、【学校運営協議会 学校運営等に関する意見申出の手引】に沿って行う。なお、学校運営等に関する意見申出の手引及び必要な書式等は、ミライム ⇒ 共通キャビネット ⇒ 10 教育総務課（共通） ⇒ 1005-01 コミュニティ・スクール ⇒ 08 意見申出 に格納する。

意見申出に対する回答書はないが、必要があると認めた場合は会長に回答する。採用その他の任用に関する意見申出は、地教行法第36条に規定される校長の意見具申権を上回るものではない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

【解説】

第1項は、学校関係者評価について定めたものである。学校関係者評価の実施・公表は、本来努力義務であるが、本市では学校関係者評価の実施・公表・報告は義務として浜松市立小中学校管理規則で定めている。学校評価の自己評価と学校関係者評価の実施については、本市の学校評価実施要項で定められており、文科省の「学校評価ガイドライン（H28）」を参考に作成されている。文科省は、学校関係者評価委員会として、既存の学校評議員より協議会とリンクさせることを推奨している。第7条の意見の申出を行う熟議の折、必然的に協議会で学校関係者評価を行うので、本市では、学校関係者評価委員会として協議会を充てることとした。なお、学校評価の事務分掌は、令和2年度から、指導課から教育総務課へ移管する。

協議会の取組等についての自己評価は、その結果を学校だよりやコミスクだより、ホームページ等で公表することが望ましい。自己評価の項目は協議会で設定するが、以下のような項目が考えられる。

- ① 児童生徒にとって教育の質の向上や多様な学習活動に資する取組であったか。
- ② 教員にとって授業改善に資する取組であったか。
- ③ 地域にとって地域の活性化に資する取組であったか。
- ④ 学校、地域、家庭で行うべきことを明確にした取組であったか。
- ⑤ その他、協議会の開催時期や回数、熟議の方法、支援の方法や時期、学校と地域の負担、家庭・地域への周知方法など、次年度に向けての改善策

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

## 【解説】

- 委員は、3人以上10人以内で組織することになるが、7～8人の委員構成が、最も深まりのある熟議となる傾向にある。また、小中一貫校など2以上の学校で一協議会を置いた場合には、委員の上限は15人とする。
- 第2項の委員の構成であるが、(1)～(3)に掲げた者は、地教行法で必置の者である。
  - (1)は自治会長、民生委員・児童委員、元PTA役員などが考えられる。民生委員・児童委員を選任する場合は、主任児童員とすることが望ましい。ただし、事前に地区民生委員・児童委員協議会長に連絡・相談すること。
  - (2)はPTA役員など、(3)は学校支援コーディネーターなど、(4)は大学の教員や元教員などの学識経験者、元行政職員、NPO関係者、地元企業の代表者、弁護士などが考えられる。
- 校長の判断で、保護者や地域住民の中から公募を実施する場合は、面接を実施するなどして校長の責任の下に教育委員会に推薦する。
- 委員の打診をする際、自治会長や民生委員・児童委員などは様々な協議会の委員となるケースが多いため、過度な業務負担とならないように、十分配慮することが必要である。自治会長、民生委員・児童委員などを通して、副自治会長、元自治会役員、元民生委員・児童委員に依頼することなどが考えられる。
- 委員の補充は、特別な事情がない限り認めない。

### <委員になれるケース例>

- 学校運営協議会委員と他の特別職の公務員（市議会議員、教育委員、民生委員・児童委員など）は、制度上、兼ねることができるが、他の特別職の公務員の業務に支障が出る恐れがあるため、委員本人に、事前に、他の特別職の公務員の業務を所管する部署や任用担当課に兼務の可否について確認するよう促す必要がある。
- PTA役員に就任している市職員など、協議会への参加が一般職の公務員の業務とならない場合には、所属する任用担当課の許可を受ければ、委員となることができる。ただし、「浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例」第5条により、報酬は支給されない。
- 他校の校務アシスタント、支援員、部活動指導員などの会計年度任用職員についても、所属する任用担当課の許可を受ければ、委員となることができる。

### <委員になれないケース例>

- 自校の教職員（再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む）及び協働センター職員は、協議会への参加が本来業務とみなされるため、委員となることはできない。
- CSディレクターは、協議会の運営補助や議事録作成などの本来業務に支障が出る恐れがあるため、委員となることはできない。
- 学校支援コーディネーターは、公務員の身分を有さないが、CSディレクターは、会計年度任用職員（一般職の公務員）となる。そのため、学校支援コーディネーターとCSディレクターを兼務することは可能であるが、兼務した人は協議会委員となることができないため、CSディレクターと兼務しない学校支援コーディネーターを別に配置する必要がある（第9条第2項第3号「対象学校の運営に資する活動を行う者」を選出するため）。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

【解説】

委員として活躍できる地域人材の確保、持続可能な協議会組織の構築、より多くの人材活用の見地から、任期は3年間×2任期の6年を最長とした。よい人材は、小中での入れ替えを行うなどすれば、再任は何回でも可能である。6年後に全委員の総入れ替えとならないように、計画的に委員の選任を考えたい。委員として、3年の任期の在任が困難な場合、次条第1項(1)の規定を活用する。

基本的な委員の任期が3年と長いため、校長の意を汲める人選を行うよう留意したい。また、PTA役員などは、<前条第2項(2)保護者>に該当するが、3年の任期中に児童生徒が卒業すると<前条第2項(1)地域住民>へと条件が変わるため、委員の任命の必置条件を満たすように留意することが必要である。

次条により委員が欠けたときは、必要に応じて校長は速やかに補欠の委員を人選し、教育委員会に推薦するものとする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

【解説】

本条は、委員の解任条件及び解任手続きについて規定したものである。

校長から教育委員会への解任の報告及び教育委員会から委員への解任の通知については、原則、教育委員会が別に定める書式により行う。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

#### 【解説】

特別職の地方公務員には、地方公務員法（以下「地公法」という。）第4条の規定により、地公法が適用されない。しかし、学校教育に関わることから、地方公務員の身分上の義務である地公法第34条（秘密を守る義務）、地公法第33条（信用失墜行為の禁止）、第36条（政治的行為の制限）の遵守と、委員の地位を営利行為や宗教活動等に不当に利用することを禁止した。

#### （会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 【解説】

会長・副会長の任期は特に定めず、任期の最長は委員の任期に準じる。

#### （会議の運営）

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

#### 【解説】

協議会の開催通知は会長名で作成する。ただし、1回目の開催通知は、会長が選出されていないため、校長名で作成する。

第3項の議長については、議論を深めるためにより多くの委員の意見を求めるファシリテート力が要求される。議長の力量により、協議会の成功の可否が大きく左右されるため、事務局の的確な助言が必要となる。

第5項の委員以外の出席は、議事に対する専門的見地を有する人が考えられるが、守秘義務の責を負うことが出席の条件となる。また、児童生徒に守秘義務の責を負わせることを避けるため、守秘義務を要さない場合のみ、児童生徒の出席を認めることができる。

その他、委員の代理出席などは認められない。

#### （会議の公開）

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

### 【解説】

協議会の会議は原則として公開であり、会議開催の2週間前までに、会議の日時や場所、議題などの情報を、学校ホームページに公開しなければならない（会議を非公開とする場合を含む）。また、会議開催ごとに会議録を作成し、学校ホームページに公開しなければならない。

児童生徒の学習・生徒指導・心身等の個別の配慮が必要な場合や、個別の家庭事情の情報など、個人情報を取り扱う会議は、非公開の秘密会とすることができる。

傍聴希望者の申出方法は、傍聴申込書の提出又は会議当日の傍聴受付簿への記載が考えられる。

### （研修）

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

### 【解説】

教育委員会は、協議会委員、教職員、学校支援コーディネーター、CSディレクターへの研修を実施する。

### （協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

### 【解説】

第2項の協議会の適正な運営のために措置を講じる手順は、以下のとおりである。

- ① 校長から教育委員会教育総務課へ連絡 ⇒ 教育委員会による校長と会長への聞き取り及び協議会の視察
- ② 措置が必要な場合 ⇒ 教育委員会から会長又は委員への助言又は指導  
⇒ ケースによって、協議会の運営の一時停止又は委員の解任

### （細目）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 【解説】

- ・学校支援コーディネーター、CSディレクターの設置については、要綱で定める。
- ・CSディレクターを置かない学校は、教職員の負担軽減の観点から、委員の中から庶務を指名し、CS担当教職員の業務を補佐するなどの対応を検討する。



修正履歴

令和2年5月21日修正

頁	旧	新
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>校務アシスタント、支援員、部活動指導員などの会計年度任用職員（自校のCSディレクターを除く）についても、所属する任用担当課の許可を受ければ、委員となることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他校の校務アシスタント、支援員、部活動指導員などの会計年度任用職員についても、所属する任用担当課の許可を受ければ、委員となることができる。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>自校の教職員（再任用職員を含む）及び協働センター職員は、協議会への参加が本来業務とみなされるため、委員となることはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自校の教職員（再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む）及び協働センター職員は、協議会への参加が本来業務とみなされるため、委員となることはできない。</li> </ul>

## 浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

### (目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

### (設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

### (協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

## 2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

## 3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

### <評価項目>

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。
- 3 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）。

（参考） ※各協議会で設定する。

- 4 協議会の取組や学校運営に資する活動について、教職員、児童生徒、保護者、地域に周知することができたか。
- 5 協議会の取組や学校運営に資する活動について、保護者、地域と連携し、協働することができたか。

## 4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

## 5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のウェブサイト等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

## 6 評価結果の報告と改善支援

### (1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

### (2) 教育委員会による改善支援

#### ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

#### イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

## 附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

浜松市立小中学校運営協議会長各位

浜松市教育委員会 教育総務課  
学校・地域連携担当課長 齋藤 美苗

令和4年度学校運営協議会自己評価の実施と結果等の報告について（依頼）

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のコミュニティ・スクールにつきまして御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、学校運営協議会は、浜松市学校運営協議会規則第8条第2項に基づき、毎年度、自己評価を行わなければならないこととなっています。評価に当たっては、別添「学校運営協議会自己評価実施要項」に沿って実施し、結果について下記のとおり御報告願います。

#### 記

- 1 提出物 「令和4年度学校運営協議会自己評価表」（様式1）
- 2 提出期限 令和5年 2月末日
- 3 提出先 各学校へ御提出ください。
- 4 その他
  - (1) 自己評価の手順について、実施要項、自己評価表作成の留意点【評価の視点】、様式1・記載例を参考にしてください。協議会において、委員全員で十分に話し合っ  
て進めていくようにしてください。
  - (2) 自己評価の結果については、CS便りや学校ウェブサイト等を活用し、広く保護者  
や地域住民等に公表するよう努めてください。
- 5 担 当 教育総務課 地域連携G 清水・鈴木 電話：457-2401

## 学校運営協議会自己評価表 作成の留意点

学校運営協議会制度は、教育課程の改善・充実や特色ある学校づくりなど学校運営を強化する仕組みである。

対話や信頼・納得をベースとする仕組みであることから、学校運営協議会が、自己評価の視点として「熟議」の在り方を中心に据え、熟議をととした学校運営協議会の充実に向けて、よりよく改善していく意義は大きい。

その結果、合議に基づき、学校運営に参画するとともに、保護者、地域住民等の学校運営への参画を促進し、学校運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることができる。

コミュニティ・スクールが持続可能で有効なものになるためにも、学校運営協議会が自己評価を行い改善していくことが、質の維持・向上にとって重要である。

### 【 評価の視点 】

#### <評価項目1> 必須○ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長の後押し、学校運営の経営強化のために当事者として、参画する自覚を持っている。
- 「はままつづくり未来プラン」の教育理念を理解している。
- 自校の学校教育目標、めざす子供像を理解している
- 自校の学校・家庭・地域の実態を踏まえ、「育てたい力」を共有している。
- 学校運営と学校評価、学校関係者評価について理解している。
- 学校教育に関する用語やその意味を理解しようとしている。
- 分からない用語があれば、質問し、理解に努めている。
- 「社会に開かれた教育課程」の意味を理解している。
- 学校教育の現状について、深い理解につながっている。(成果や課題)
- 委員同士が信頼関係を深めている。
- 他の委員の考え方を聞き、新たに視野を広げている。

#### <評価項目2> 必須○ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- 地域学校協働活動の意味を理解している。
- 自校の「育てたい力」とそのために必要な地域学校協働活動のつながりを考えている。
- 学校・家庭・地域の役割分担を意識している。
- 学校運営に必要な支援について、積極的に協議している。(ねらい、主体、システム等)
- 地域・保護者に広く周知するため、その取組に積極的に参画、参加をしている。
- 地域・保護者に広く周知する方策を考え、その取組を評価・検証している。
- 地域・保護者に広く参加を促す方策を考え、その取組を評価・検証している。
- 有用感、満足感を感じている。

#### <評価項目3> 必須○ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ※ 自校の実態を踏まえ、具体的に方向性を示す。
- ※ 教育活動の充実のために、「熟議」に基づき、学校と地域の協働につなげる。



(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立( )学校運営協議会長

**必須**

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

--

**必須**

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

--

**必須**

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

--

※評価項目を追加する場合は、協議会で協議して決定する。

<評価項目4～> ( )

--

(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立( )学校運営協議会長

**必須**＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 学校運営の当事者として、学校の現状を知り、学校の教育目標だけでなく、学校教育で目指すもの等をしっかり理解していこうと、委員が様々な視点から積極的に意見を出し合い、学校・家庭・地域で「※具体的な育てたい力について記述する」について、共有することができた。
- 校長のリーダーシップの下、学校運営、経営の強化となるよう、まずは、「※具体的な育てたい力について記述する」というベクトルを合わせる熟議をするよう努めた。十分とは言えないが、これからの時代を生き抜く児童・生徒に必要な資質・能力とは何か、学校だけではなく、地域・家庭も一緒に育てる必要性を考えることができたことは、自分たちにとっても大変有益であった。
- 校長から学校運営の基本方針について、目指す子供の姿、身に付けたい資質・能力などのビジョンについて説明を受け、理解したつもりだが、まだ、熟議をとおして、学校・家庭・地域で一緒に子供を育てる目標として、共有できたと言いつい難い。安心して話し合う雰囲気をつくり、委員の思いを出し合い、教育理念や何のために、どんな姿を目指すのかを十分共有しないと、主体的に協働に向かえないのではないかと考えている。次年度も熟議の充実に向けて、委員全員で学んでいきたい。

**必須**＜評価項目2＞ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- 共有した「※具体的な育てたい力を記述する。」に向かって、子供たちと一緒に育てるために、まずは、既存の教育活動の意義、ねらい、計画から評価までの流れなどを見直すことが大変役に立った。コロナ禍で、絶ち切れになっていたことを今後どのように、地域等で関わりながら、子供にとって、有効なものにしていくのか、どんなことが必要なのか、熟議することができた。委員の多様な発想の中から、新たなヒントが見つかり、教育活動の質の向上につながれると実感した。
- 地域・保護者・企業等による子供たちの教育活動における協働について、学校支援コーディネーターから、計画や活動報告が示され、熟議により、さらに発展したアイデアが出された。活動後、よりよい成果があったと報告があり、協議会としても有用感が高まった。
- 学校の課題やニーズが十分につかめていない状態であるので、じっくり進めている。地域がどのように動いていけば、子供たちの力や可能性を伸ばすことにつながるのか思案中である。教職員の多忙な状況も理解しているので、まずは、授業や活動の様子を参観したり、一緒に取り組んだりして、方向性を見付けていきたい。

**必須**＜評価項目3＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 各委員の学校教育への理解を深め、協議会の熟議にも馴染んできた。来年度も委員全員で、意見を出し合い、教育活動の充実のために、協議会の合議として意見をまとめることができるようにしたい。
- 学校運営に資する活動として、どのような教育活動があるのか、実際に、学校の教育課程に沿って、その様子を知ることが大事であった。「※具体的な育てたい力」とのつながり、活動の意義、企画から評価までの流れなど、学ぶべきこともあるので、協議会の中で、情報共有をして、熟議から協働へとつなげていけるようにしたい。自分たちも一つ一つ、成功体験を積み上げていきたい。
- 様々な立場の委員の意見を聞いたことで、学校や子供を捉える視点が広がった。学校、家庭、地域で一緒に子供を育てる必要性と共に、役割分担も大切だという共通認識をもった。その旨を整理し、家庭・地域へ発信していきたい。
- 社会に開かれた教育課程、資質・能力、キャリア教育等、自分たちも共に学ぶことが多い。委員の学習会などの機会をどのように設定するのか検討したい。

**※学校運営協議会ごとに、評価項目を追加する場合**

＜評価項目4＞ （例：協議会の取組や学校運営に資する活動について、教職員、児童生徒、保護者、地域に周知することができたか。 ）

- 各協議会の最後に、熟議の内容を総括し、発信につなげるように努めた。CSディレクターや学校支援コーディネーターの力を生かし、簡単ではあるが、分かり易いCSだよりの企画を話し合い、実践した。協働センターへの掲示も依頼し、周知を図った。今後も地域の感想などを参考によりよくしていきたい。
- 4回の協議会のうち1回は、教職員との熟議を実施している。年間計画にも位置付けてもらい、有意義な熟議になっている。互いに顔が見える関係であることが大事である。継続していくことが当面の目標である。

**※学校運営協議会ごとに、評価項目を追加する場合**

＜評価項目5＞ （例：協議会の取組や学校運営に資する活動について、保護者、地域と連携し、協働することができたか。 ）

- 地域に□□会という支援組織が発足し、歩み出した。年度当初の顔合わせや活動の振り返り等の課題はあるが、持続可能なネットワークになるとよいと考えている。来年度は、そのシステム作りをしていく。
- サポートメンバーが増え、充実してきた。募集から、実施、事後の振り返りまでの流れができつつある。参加者の感想などを基に、さらに改善した有効な仕組みにして、子供たちや先生方の役に立つ取組にしたい。

☆ 各協議会の具体的な事例を盛り込んだ内容で記載する。

(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立( ) 学校運営協議会長

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

--

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

--

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

--

<評価項目4～> ( )

※ 評価項目を追加する場合は、協議会で協議して決定してください。

※ 必要のない場合は、削除してください。

令和4年度 学校運営協議会自己評価 評価用紙

委員名 ( )

必須

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

--

必須

＜評価項目2＞ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

--

必須

＜評価項目3＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

--

※ 追加する場合は、協議会で協議する。

＜評価項目4＞ ( )

--

**別紙1** R4年度 学校運営協議会自己評価の実施と結果等の報告 並びに結果の共有及び地域への公表についての手順と留意点

学校運営協議会 年間計画		学校	教育委員会の流れ
4月～5月	第1回 学校運営協議会	R4 4月上旬	<p><b>浜松市学校運営協議会規則 逐条解説 P4参照</b></p> <p>☆ 学校運営協議会設置校に自己評価について(依頼)の送付 <span style="float:right">教育総務課</span></p> <p>□ 学校運営協議会の年間計画に位置付ける。(確認) <span style="float:right">学校</span></p> <p>□ 評価項目について(1～3は共通項目、4～独自に項目設定 追加) <span style="float:right">学校</span>                      評価項目について、学校運営協議会長等と相談し、必須項目以外の評価項目がある場合は追加する。</p> <p>□ 第1回学校運営委員会で、自己評価の項目について、共通理解を図る。 <span style="float:right">学校</span>                      (事前の学校運営協議会で委員に知らせる。日程の確認)</p> <p>会長への配付物 ○依頼文書 ○要項 ○自己評価用紙 会長用・委員用 ○記載例                      委員への配付物 ○要項 ○自己評価用紙 会長用・委員用 ○記載例</p> <p>☆ 学校運営協議会に指導主事が訪問した折に、打ち合わせ <span style="float:right">教育総務課</span></p> <p>※ 例えば、学校運営協議会実施の折は、1回1回の熟議のねらいを明確にして、&lt;評価項目1&gt; &lt;評価項目2&gt;については、                      終了後、振り返りを記入して、次回に臨む方法もある。 <span style="float:right">学校</span></p> <p>※ 個人の意見でなく、学校運営協議会としての意見としてまとめる。 <span style="float:right">学校</span></p>
	第2回 学校運営協議会		<p>委員 <span style="float:right">委員</span></p> <p>学校 <span style="float:right">学校</span></p> <p>学校 <span style="float:right">学校</span></p> <p>□ 学校運営協議会の自己評価表の内容については、協議会で委員全員で話し合うことが重要である。 <span style="float:right">学校</span></p> <p>□ 学校運営協議会の自己評価について協議する回の前に、委員の意見を聴取し、CSディレクターが集約したものを基に、委員全員で、学校運営協議会の意見としてまとめていく必要がある。 <span style="float:right">委員</span></p> <p>□ 協議会では、学校運営協議会長から、委員からの意見を取りまとめ、最終の自己評価表を作成する。 <span style="float:right">学校</span></p> <p>会長・学校 <span style="float:right">会長・学校</span></p>
	【最終回】 第〇回 学校運営協議会	R5	<p><b>自己評価表については、学校運営協議会長から、浜松市教育委員会宛に提出するものです。学校運営協議会としての評価を文章でまとめます。個人的な感想にならないように、文章の記述に注意してください。学校運営協議会での熟議を経て、会長から学校へ提出し、校内で起案して、市教委へ提出してください。その後、再度、会長の確認、了解を得て、HPに公開するようにしてください。また、CSだより等で、地域への周知をしてください。 ※ 公表をする旨を十分に理解し、必ず、校内で起案をして、誤字脱字、表現等を確認してください。</b></p>
	必須 ○学校関係者評価 ・学校評価の自己評価(結果、分析・考察、改善案)を基に ○学校運営協議会の自己評価 ・委員の意見をまとめた原案を基に熟議し最終報告を作成	2月末日	<p>□学校運営協議会長が、自己評価表を学校へ <span style="float:right">会長</span></p> <p>□自己評価表を教育総務課 地域連携Gへ提出 <span style="float:right">学校</span></p> <p>□結果の公表(HP及び、地域回覧等) <span style="float:right">学校</span></p>